

# つなぎ住宅ローン 保証委託約定（八十二信用保証株式会社）

## 新旧対比表

（下線部：改定箇所）

改 定 前	改 定 後
<p>第 6 条【求償権の事前行使】</p> <p>1. 私に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、保証会社から私に対する通知催告等がなくても当然に保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに異議なく債務全額を返済するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) <u>私が住所変更の届出を怠るなど、私の責に帰すべき事由によって、銀行に私の所在が不明となったとき。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 6 条【求償権の事前行使】</p> <p>1. 私に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、保証会社から私に対する通知催告等がなくても当然に保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに異議なく債務全額を返済するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) <u>(削除) 住所変更の届出を怠るなど (削除) 私の責めに帰すべき事由によって、銀行および保証会社に私の所在が不明となり、銀行および保証会社が督促できないことが判明したとき。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>第 15 条【規定の変更】</u></p> <p>1. <u>保証会社は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定を変更する必要があるときには、民法第 548 条の 4 の規定にもとづいて、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>保証会社は、第 1 項の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期を、銀行または保証会社のホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。</u></p>